

# 所得税と市県民税の申告書は自分で作成し、早めの提出を 申告受付期間 2月16日(火)～3月15日(月)

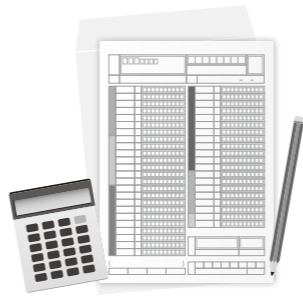
図 税務課 ☎65・65224  
〒526・8501 八幡東町632

令和2年分(1月1日～12月31日)の所得税の確定申告と市県民税の申告を、本庁舎、北部振興局、各支所で受け付けます。

市の会場で受付ができるものは、医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関するものです。申告の内容によっては、長浜税務署での申告が必要な場合がありますので、下記の表でご確認ください。

各会場とも混雑が予想され、長時間お待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

なお、所得税の還付申告は、2月16日(火)以前でも税務署で受け付けています。また、e-Tax等で申告書を作成できます。申告会場で長時間待つことなく、自宅等で簡単に作成できますので、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにも、ぜひ活用ください。



## 所得税の申告が必要な人

- サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人
- ① 給与以外の所得退職所得を除くが、20万円を超える人
- ② 2か所以上から給与を受けている人
- ③ 令和2年中の給与収入が2千万円を超える人
- 農業所得、不動産所得および雑所得などがある人で、令和2年中の所得の合計が各種控除の合計額よりも多い人

## 市県民税の申告が必要な人

- 国民健康保険に加入している人(収入が無くても申告が必要)
- 遺族年金や障害者年金等の非課税年金を受給している人
- 令和2年中に収入がなく、市内に住む親族に扶養されていない人
- 公的年金所得者に係る確定申告不要制度に該当する人で、公的年金以外の所得がある人
- 所得税の申告をされた人は、市県民税の申告は不要です。

## ■申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 個人番号のわかるもの(マイナンバーカード、個人番号記載の住民票など)
- ③ 本人確認書類(運転免許証など)
- ※マイナンバーカードをお持ちいただいた場合は必要ありません。
- ④ 源泉徴収票または給与支払証明書(原本)
- ⑤ 公的年金などの源泉徴収票(原本)
- ⑥ 収支内訳書(事業所得・農業所得・不動産所得などがある人)
- ※作成できていない場合は、受付できません。事前に書類を作成してお越しくください。
- ⑦ 配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票など所得のわかる書類
- ⑧ 生命保険などの各種支払証明書(原本)
- ⑨ 国民年金保険料支払証明書または領収書(原本)
- ⑩ 還付申告の人は本人名義の振込先口座がわかるもの(通帳等)

※税務課または税務署から送付された書類、ハガキ等があれば、お持ちください。

## ■次に該当する人は持ち物を確認ください

- ① 令和2年中に国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めた人は、1月下旬に税務課が送付する「社会保険料確認書(申告用)」をお持ちください。
- ② 医療費控除を申告する人は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。令和2年中に支払われた医療費等の総額を必ず事前に計算し、「医療費控除の明細書」を作成してから申告にお越しくください。明細書は、市ホームページに掲載しています。また、税務署や税務課、北部振興局・各支所にあります。明細書が作成できていない場合は、受付できません。

## ■所得税の確定申告書は、e-Taxまたは郵送により提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

## ■年金受給者や給与所得者のための還付申告相談

【と き】2月1日(月)～5日(金)  
9時30分～15時30分

【と ころ】市役所本庁舎1階 多目的ルーム

| 申告受付会場 |            | 受付日                              | 受付上限人数<br>(午前・午後) |
|--------|------------|----------------------------------|-------------------|
| 本庁     | 1階：多目的ルーム  | 2月16日(火)～3月15日(月)<br>(土・日・祝日は除く) | 各50人              |
| 北部振興局  | 2階：第1・2会議室 |                                  |                   |
| びわ支所   | 2階：サークル活動室 | 2月24日(水)・25日(木)                  | 各50人              |
| 虎姫支所   | 1階：会議室     | 2月26日(金)・3月1日(月)                 | 各50人              |
| 高月支所   | 3階：会議室     | 3月2日(火)・3日(水)                    | 各50人              |
| 浅井支所   | 3階：大会議室    | 3月4日(木)・5日(金)                    | 各50人              |
| 湖北支所   | 1階：大会議室    | 3月8日(月)・9日(火)                    | 各50人              |
| 西浅井支所  | 2階：小ホール    | 3月10日(水)・11日(木)<br>※11日は午前中のみ    | 各40人              |
| 余呉支所   | 1階：会議室     | 3月12日(金)・15日(月)<br>※15日は午前中のみ    | 各40人              |

**受付時間** 8時30分～10時30分、13時～16時  
(消毒作業等のため、午前中の受付時間を短縮していますのでご注意ください)  
※各会場とも、初日と午前中は、大変な混雑が予想されます(混雑状況は市ホームページでご確認ください)。  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、混雑時は入場を制限します。また、時間内であっても受付を終了する場合があります。  
※申告等の受付は、上記会場でのみ受け付けます。  
※申告会場へは、8時30分から入場できます。施設が開いていないときは、お待ちいただく必要があります。  
※発熱、咳など体調がすぐれない人は、来庁を控えてください。また、検温により入場をお断りする場合があります。  
※来庁時は、マスクの着用をお願いします(マスク非着用により入場をお断りする場合があります)。

■市ホームページで市申告書が作成できます(印刷して、郵送で提出してください)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

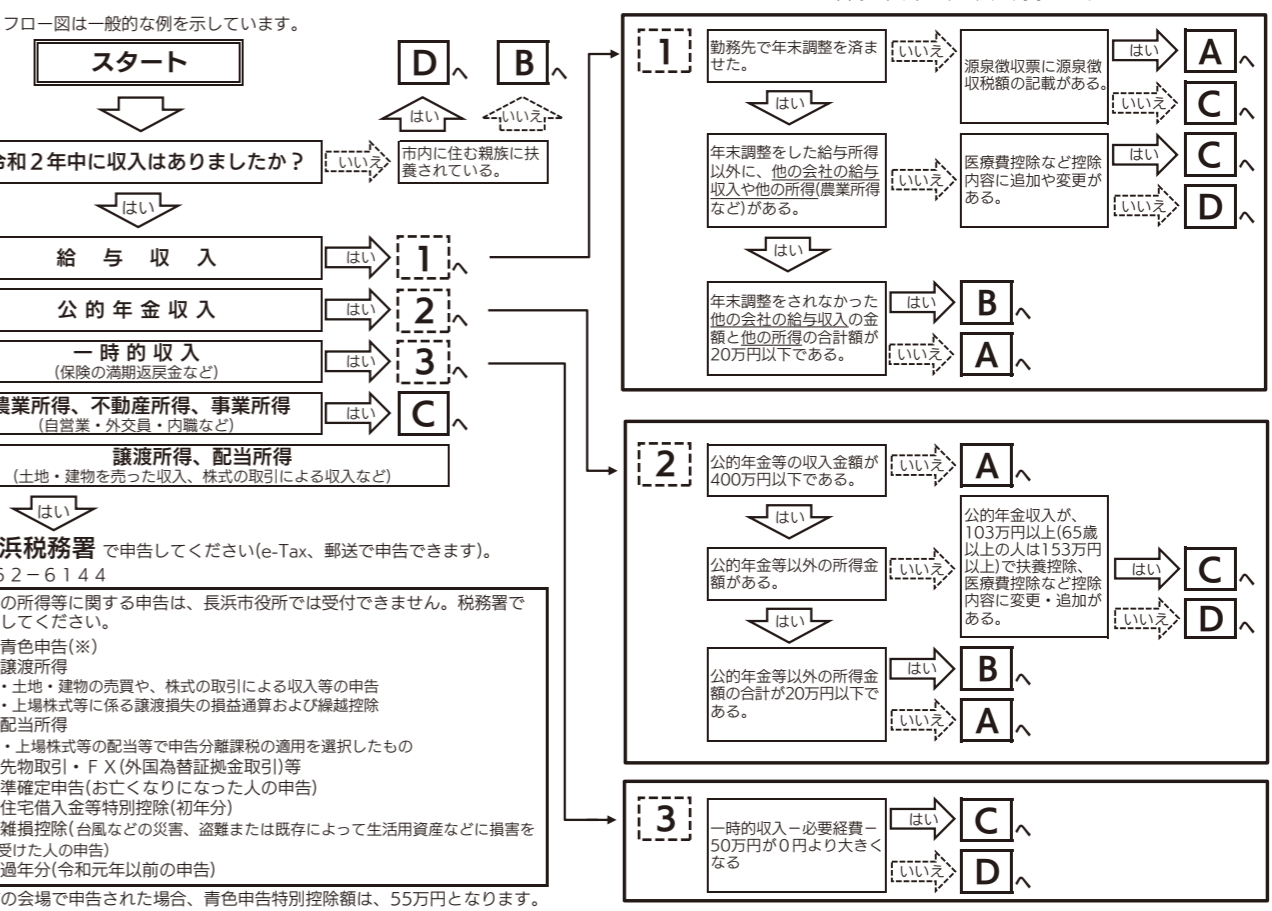


▲市ホームページ



▲国税庁ホームページ  
「確定申告書等作成コーナー」

## 申告チェック表 ～私は申告が必要ですか？～



- A** 所得税の確定申告が必要です。
- B** 住民税の申告が必要です。
- C** 所得税の確定申告または住民税の申告が必要です。  
※金額や内容によって申告の種類が異なります。
- D** 申告の必要はありません。  
※所得税の還付を受ける人は、確定申告が必要です。